

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第106期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)
【会社名】	日本通運株式会社
【英訳名】	NIPPON EXPRESS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊健二
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番3号
【電話番号】	03(6251)1111
【事務連絡者氏名】	財務部長 秦正彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番3号
【電話番号】	03(6251)1111
【事務連絡者氏名】	財務部長 秦正彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 日本通運株式会社 大阪支店 (大阪市北区梅田三丁目2番103号) 日本通運株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南四丁目12番17号) 日本通運株式会社 札幌支店 (札幌市北区北七条西四丁目5番地1) 日本通運株式会社 神戸支店 (神戸市中央区浜辺通四丁目1番21号) 日本通運株式会社 横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地 横浜ビル)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧すべき場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため備えるものがあります。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第105期 第3四半期 連結累計期間	第106期 第3四半期 連結累計期間	第105期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	1,213,467	1,213,535	1,617,185
経常利益	(百万円)	31,910	32,597	40,688
四半期(当期)純利益	(百万円)	10,102	16,903	8,541
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,053	8,014	5,423
純資産額	(百万円)	486,391	477,234	479,898
総資産額	(百万円)	1,212,034	1,222,504	1,147,539
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	9.69	16.21	8.19
自己資本比率	(%)	39.11	38.00	40.74

回次		第105期 第3四半期 連結会計期間	第106期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	5.60	6.64

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
3. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
4. 第105期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」につきましては、平成23年11月14日提出の第2四半期報告書において以下のとおり変更しており、当第3四半期連結会計期間においては重要な変更はありません。

#### 米国司法省による調査について

当社は、国際航空貨物利用運送に係る燃油サーチャージ等に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成21年3月、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたが、これに関連して、米国司法省より、米国における競争において同様の疑いがあるとして、調査を受けておりました。

当社は、これまで米国司法省による調査に全面的に協力してまいりましたが、諸般の事情を総合的に勘案した結果、本件を早期に解決することが当社の総合的利益にかなうと判断し、平成23年9月28日に米国司法省との間で和解に向けた司法取引契約を締結いたしました。

これに伴い、第2四半期連結会計期間において特別損失（米国司法省和解金）を16億円計上しております。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、企業の生産活動に緩やかな持ち直しの動きが見られたものの、海外経済の減速や円高に加え、タイの洪水の影響もあって景気の停滞感が強まり、企業収益や個人消費が低迷したまま推移いたしました。

物流業界におきましては、こうした経済情勢を受けて、国際貨物の輸送需要が一部で減少に転じており、また、国内貨物の輸送需要についても依然として減少傾向が続いていることから、厳しい状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、当社グループの当第3四半期連結累計期間は、運送セグメントのうち、国内会社においては、国内の輸送需要の減少により、複合事業セグメント、警備輸送セグメントで減収となりましたが、重量品建設、航空・旅行、海運の各セグメントでは増収となりました。海外会社においては、欧州セグメントで増収となりましたが、為替の影響等により、米州、東アジア、南アジア・オセアニアの各セグメントでは減収となりました。また、販売セグメントにおいては、石油販売単価の上昇等により増収となりました。

この結果、売上高は1兆2,135億円と前年同四半期並となり、経常利益については、325億円と前年同四半期に比べ6億円、2.2%増となりました。また、四半期純利益については、前年同四半期に資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額等の特別損失を計上していたことにより、169億円と前年同四半期に比べ68億円、67.3%増となりました。

報告セグメントの業績概況は以下のとおりであります。

(売上高の明細)

			前第3四半期 連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) (百万円)	当第3四半期 連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) (百万円)	増減 (百万円)	増減率(%)
運送	国内会社	複合事業	542,566	527,794	14,772	2.7
		警備輸送	44,864	44,136	727	1.6
		重量品建設	26,274	29,530	3,256	12.4
		航空・旅行	153,841	154,161	319	0.2
		海運	93,833	94,868	1,034	1.1
	海外会社	米州	32,191	31,971	220	0.7
		欧州	32,742	34,201	1,459	4.5
		東アジア	56,283	54,687	1,595	2.8
南アジア・オセアニア		34,243	32,396	1,847	5.4	
販売			260,677	272,964	12,286	4.7
その他			26,058	29,345	3,287	12.6
合計			1,303,578	1,306,057	2,479	0.2

(セグメント利益(営業利益)の明細)

			前第3四半期 連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) (百万円)	当第3四半期 連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) (百万円)	増減 (百万円)	増減率(%)
運送	国内会社	複合事業	7,252	3,994	3,257	44.9
		警備輸送	1,352	1,667	315	23.3
		重量品建設	2,195	2,788	593	27.0
		航空・旅行	375	4,295	3,920	-
		海運	4,284	4,350	65	1.5
	海外会社	米州	1,237	944	292	23.7
		欧州	987	1,355	367	37.2
		東アジア	1,461	1,608	147	10.1
南アジア・オセアニア		1,063	1,103	40	3.8	
販売			5,725	4,843	881	15.4
その他			1,061	1,084	23	2.2
合計			26,997	28,037	1,040	3.9

1. 複合事業（運送、国内会社）

国内の輸送需要の減少により各種取扱いが減少したことに加え、東日本大震災の影響が引き続きあったこと等から、売上高は5,277億円と前年同四半期に比べ147億円、2.7%の減収となり、営業利益は39億円と前年同四半期に比べ32億円、44.9%の減益となりました。

2. 警備輸送（運送、国内会社）

国内の輸送需要の減少及び各サービスの単価下落等により、売上高は441億円と前年同四半期に比べ7億円、1.6%の減収となったものの、営業利益は16億円と前年同四半期に比べ3億円、23.3%の増益となりました。

3. 重量品建設（運送、国内会社）

重電設備関連工事、海外工事等の需要増加により、売上高は295億円と前年同四半期に比べ32億円、12.4%の増収となり、営業利益は27億円と前年同四半期に比べ5億円、27.0%の増益となりました。

4. 航空・旅行（運送、国内会社）

航空輸出貨物の取扱いが増加したこと等により、売上高は1,541億円と前年同四半期に比べ3億円、0.2%の増収となり、営業利益は42億円と前年同四半期に比べ39億円の増益となりました。

5. 海運（運送、国内会社）

米州への輸送需要が堅調に推移したこと等により、売上高は948億円と前年同四半期に比べ10億円、1.1%の増収となり、営業利益は43億円と前年同四半期に比べ6千万円、1.5%の増益となりました。

6. 米州（運送、海外会社）

航空貨物及び海運貨物の輸出取扱いを中心に輸送需要は増加しましたが、為替の影響により売上高は319億円と前年同四半期に比べ2億円、0.7%の減収となりました。また、利用運送費、燃油費等の売上原価が大きく増加したため、営業利益は9億円と前年同四半期に比べ2億円、23.7%の減益となりました。

7. 欧州（運送、海外会社）

航空貨物及び海運貨物の取扱いが堅調に推移したこと等により、売上高は342億円と前年同四半期に比べ14億円、4.5%の増収となり、営業利益は13億円と前年同四半期に比べ3億円、37.2%の増益となりました。

8. 東アジア（運送、海外会社）

中国国内の輸送需要は堅調に推移したものの、為替の影響により売上高は546億円と前年同四半期に比べ15億円、2.8%の減収となりましたが、営業利益は16億円と前年同四半期に比べ1億円、10.1%の増益となりました。

9. 南アジア・オセアニア（運送、海外会社）

為替の影響の他、航空貨物の取扱いが低調に推移したこと等により、売上高は323億円と前年同四半期に比べ18億円、5.4%の減収となりましたが、営業利益は11億円と前年同四半期に比べ4千万円、3.8%の増益となりました。

## 10. 販売

石油販売単価が上昇したこと等により、売上高は2,729億円と前年同四半期に比べ122億円、4.7%の増収となりましたが、営業利益は48億円と前年同四半期に比べ8億円、15.4%の減益となりました。

## 11. その他

ロジスティクスファイナンス事業等が堅調に推移したことにより、売上高は293億円と前年同四半期に比べ32億円、12.6%の増収となり、営業利益は10億円と前年同四半期に比べ2千万円、2.2%の増益となりました。

(注) 記載金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、1兆2,225億円で、前連結会計年度末に比べ749億円、6.5%増となりました。

流動資産は、5,872億円で、前連結会計年度末に比べ967億円、19.7%増、固定資産は6,352億円で、前連結会計年度末に比べ217億円、3.3%減となりました。

流動資産増加の主な要因は、現金及び預金の増加等によるものです。

固定資産減少の主な要因は、建物等有形固定資産の減少、株価下落による投資有価証券の減少等によるものです。

流動負債は、4,254億円で、前連結会計年度末に比べ850億円、25.0%増、固定負債は、3,198億円で、前連結会計年度末に比べ73億円、2.3%減となりました。

流動負債増加の主な要因は、短期借入金、預り金の増加等によるものです。

固定負債減少の主な要因は、長期借入金の減少等によるものです。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、4,772億円で、前連結会計年度末に比べ26億円、0.6%減となりました。これは、その他有価証券評価差額金、為替換算調整勘定の減少等によるものです。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成23年5月20日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続することにつき、決議いたしました。

現プランの有効期間は平成23年6月29日開催の定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、現プランを一部修正したうえで、継続することを決定したものであります。（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）

なお、本プランは、平成23年6月29日開催の第105回定時株主総会において、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで継続することにつき、株主の皆様にご承認をいただいております。

#### 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えております。

#### 基本方針の実現に資する取り組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして次の施策を行っております。

##### A 経営計画

当社グループは、中期経営計画である「日通グループ経営計画2012 - 新たなる成長へ - 」を策定し、平成22年4月1日から、この計画に総力をあげて取り組んでおります。この計画では、「グローバルロジスティクス企業としての成長」「戦略的環境経営の推進」「経営基盤の強化」「CSR経営の推進」の4つの基本戦略を掲げており、この各項目に日通グループが一体となって取り組むことで、新たなる成長に向けて邁進いたします。

## B コーポレート・ガバナンス強化への取組み

### a 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化、コンプライアンスの徹底、経営の透明性確保が重要であるとの認識に立ち、「迅速な意思決定によるスピード経営の実現」と「責任体制の明確化」を基本方針としております。これらを実現するために、経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施していくことを、最も重要な課題の一つと位置づけております。

### b コーポレート・ガバナンスに関する具体的な施策の実施状況

当社は、取締役会、監査役会に加え、迅速な意思決定及び業務執行を目的として執行役員制を導入しております。

取締役会および執行役員会は、原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催しております。また、監査役会は、原則として3ヵ月に1回及び必要に応じて随時開催しております。

なお、コーポレート・ガバナンスの状況につきましては、当社ホームページに開示しておりますコーポレート・ガバナンス報告書もご参照願います。

### 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしております。本プラン導入時における独立委員会の委員には、資料1に記載の杉山雅洋、中村直人及び渡邊善治郎の3氏が就任しております。

また、平成23年9月30日現在における当社大株主の状況は、資料4「大株主の状況」に記載のとおりであります。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定

が支配されることを防止するための取組み）

## A 本プランに係る手続き

### a 対象となる大規模買付等

本プランは、以下の( )又は( )に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。



- ( ) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- ( ) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- ( ) 買付者等の概要
  - (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (ロ) 代表者の役職及び氏名
  - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (二) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法
- ( ) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- ( ) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

c 「本必要情報」の提供

上記bの「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記b( ) (ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」(dにて後述いたします。)を設定するものといたします。(ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。)

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- ( ) 買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)
- ( ) 大規模買付等の目的(「意向表明書」において記載していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行なった後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)
- ( ) 大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- ( ) 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- ( ) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ( ) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ( ) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ( ) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ( ) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ( ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合又は意向表明書受領日から60日間が経過したときには、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供期間完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間完了通知を行なった後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の( )又は( )の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。

( ) 対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

( ) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記( )( )いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会及び独立委員会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものいたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものいたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものいたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の( )又は( )に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

( ) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告いたします。

( ) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告いたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該買付行為が、資料2に掲げる「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」のいずれかに該当すると判断される場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

#### f 取締役会の決議

当社取締役会は、上記eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものいたします。

当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

#### g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、( )買付者等が大規模買付等を中止した場合又は( )対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

#### h 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに関する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものいたします。

### B 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記A fに記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうことといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、資料3「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記A gに記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記A gに記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものいたします。

### C 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行ないます。

#### 本プランの合理性

##### A 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準じております。

##### B 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること

本プランは、上記 に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### C 株主意思を重視するものであること

上記 C に記載したとおり、本プランの有効期間は平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

また、今後の当社株主総会にて本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。したがって、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

#### D 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しております。

#### E 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記 A に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### F デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 C に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 株主の皆様への影響

##### A 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行なわれません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の A に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

## B 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記 A g に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

## C 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行なっていただきます。）

ただし、当社は、対抗措置の発動に際しては、取得条項を付した新株予約権を発行し、当該条項に基づいて株主の皆様から新株予約権を取得してその対価として当社株式を交付する手続きをとることを想定しております。その場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになりますので、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行ないますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

資料1

独立委員会委員の略歴（五十音順）

杉山 雅洋（すぎやま まさひろ）

昭和46年 4月 早稲田大学商学部助手  
昭和49年 4月 早稲田大学商学部専任講師  
昭和51年 4月 早稲田大学商学部助教授  
昭和52年 4月（旧）西ドイツボン大学法律国家学部客員研究員  
昭和56年 4月 早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授  
（平成16年 組織変更により早稲田大学商学大学院教授）  
平成23年 3月 退官  
平成23年 5月 早稲田大学名誉教授（現在に至る）

中村 直人（なかむら なおと）

昭和60年 4月 第二東京弁護士会登録  
平成10年 4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー  
平成15年 2月 中村直人法律事務所（現 中村・角田・松本法律事務所）開設、  
パートナー（現在に至る）

渡邊 善治郎（わたなべ ぜんじろう）

昭和51年 4月 日本専売公社（現 日本たばこ産業株式会社）入社  
平成19年 6月 同社常務執行役員たばこ事業本部副本部長  
平成20年 6月 当社常勤監査役（現在に至る）  
社外監査役であり、また、独立役員として東京証券取引所及び大阪証券取引所に届け出ておりま  
す。



資料2

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- 1．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行なっている又は行なおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- 2．当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
- 3．当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
- 4．当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
- 5．買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行なうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

資料3

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行なう場合は、所要の調整を行なうものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

#### 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

資料 4

大株主の状況

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	96,840	9.1
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6-1	65,464	6.2
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7-3	50,294	4.7
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	50,274	4.7
株式会社みずほコーポレート銀 行	東京都千代田区丸の内一丁目3-3	41,477	3.9
日通株式貯蓄会	東京都港区東新橋一丁目9-3	34,203	3.2
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8-11	21,745	2.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	20,554	1.9
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8-11	20,230	1.9
SSBT ODO5 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	19,131	1.8
計	-	420,214	39.6

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式 19,576千株(1.8%)があります。  
2. 信託銀行各社の所有株式数は、信託業務に係るものであります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,988,000,000
計	3,988,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,062,299,281	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株で あります。
計	1,062,299,281	同左		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		1,062,299,281		70,175		26,908

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年9月30日の株主名簿により記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,576,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,037,422,000	1,037,422	
単元未満株式	普通株式 5,301,281		
発行済株式総数	1,062,299,281		
総株主の議決権		1,037,422	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株(議決権10個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式451株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本通運株式会社	東京都港区東新橋 一丁目9番3号	19,576,000		19,576,000	1.84
計		19,576,000		19,576,000	1.84

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。



## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	113,149	189,170
受取手形	4 11,934	4 14,990
売掛金	221,814	232,593
たな卸資産	4,806	5,305
その他	139,821	145,923
貸倒引当金	1,046	749
流動資産合計	490,481	587,233
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具(純額)	19,953	18,718
建物(純額)	251,066	243,657
土地	171,977	170,306
その他(純額)	61,143	59,627
有形固定資産合計	504,140	492,308
無形固定資産		
投資その他の資産	27,360	25,270
投資有価証券	87,795	76,117
その他	39,681	43,431
貸倒引当金	1,919	1,855
投資その他の資産合計	125,557	117,692
固定資産合計	657,058	635,271
資産合計	1,147,539	1,222,504
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	4 6,991	4 10,312
買掛金	119,899	119,547
短期借入金	49,925	91,923
未払法人税等	5,297	8,538
賞与引当金	19,139	8,053
その他の引当金	4,533	2,171
その他	134,621	184,888
流動負債合計	340,408	425,435
固定負債		
社債	50,000	80,000
長期借入金	199,494	164,790
退職給付引当金	37,540	40,114
その他の引当金	627	558
その他	39,570	34,372
固定負債合計	327,232	319,835
負債合計	667,641	745,270

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	70,175	70,175
資本剰余金	26,908	26,908
利益剰余金	375,785	382,259
自己株式	11,542	11,547
株主資本合計	461,326	467,795
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26,370	21,287
繰延ヘッジ損益	9	10
為替換算調整勘定	20,255	24,529
その他の包括利益累計額合計	6,125	3,251
少数株主持分	12,446	12,689
純資産合計	479,898	477,234
負債純資産合計	1,147,539	1,222,504

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	1,213,467	1,213,535
売上原価	1,132,661	1,134,843
売上総利益	80,806	78,691
販売費及び一般管理費	55,865	52,814
営業利益	24,941	25,876
営業外収益		
受取利息	279	371
受取配当金	2,103	2,914
持分法による投資利益	567	267
その他	7,522	6,358
営業外収益合計	10,472	9,911
営業外費用		
支払利息	2,633	2,412
その他	868	777
営業外費用合計	3,502	3,190
経常利益	31,910	32,597
特別利益		
固定資産売却益	4,864	2,963
投資有価証券売却益	45	143
その他	212	149
特別利益合計	5,122	3,255
特別損失		
固定資産処分損	3,431	2,421
投資有価証券評価損	5,906	402
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	7,505	-
米国司法省和解金	-	1,614
その他	395	414
特別損失合計	17,239	4,853
税金等調整前四半期純利益	19,793	30,999
法人税等	8,754	13,403
少数株主損益調整前四半期純利益	11,039	17,596
少数株主利益	936	692
四半期純利益	10,102	16,903

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	11,039	17,596
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,918	5,109
繰延ヘッジ損益	19	20
為替換算調整勘定	5,914	4,320
持分法適用会社に対する持分相当額	133	131
その他の包括利益合計	9,985	9,581
四半期包括利益	1,053	8,014
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	208	7,526
少数株主に係る四半期包括利益	845	487

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
<p>連結の範囲の重要な変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、新規の設立により広州南日貿易有限公司及びインド日通ロジスティクス株式会社を連結の範囲に含めております。また、清算により日通南岩手運輸株式会社を、他の連結子会社との合併により富山日通自動車工業有限会社を除外しております。</p> <p>第2四半期連結会計期間より、新規の設立により日通搬場服務(上海)有限公司及び欧州日本通運有限会社を連結の範囲に含めております。</p> <p>また、当第3四半期連結会計期間より、清算により日通珠海儲運有限公司及び日通岡山運輸株式会社を除外しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
<p>税金費用の計算</p> <p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
<p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)																																										
1 受取手形割引高 46百万円	1 受取手形割引高																																										
2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入れについて保証しております。	2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入れについて保証しております。																																										
平成23年3月31日現在	平成23年12月31日現在																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先会社名</th> <th>保証額 (百万円)</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ワールド流通センター</td> <td>678</td> <td>借入保証</td> </tr> <tr> <td>株式会社神戸港国際流通センター</td> <td>578</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>日通商事U.S.A.株式会社</td> <td>163</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>四日市港国際物流センター株式会社</td> <td>11</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>従業員の住宅融資に対する保証</td> <td>6</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,439</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保証先会社名	保証額 (百万円)	種類	株式会社ワールド流通センター	678	借入保証	株式会社神戸港国際流通センター	578	"	日通商事U.S.A.株式会社	163	"	四日市港国際物流センター株式会社	11	"	従業員の住宅融資に対する保証	6	"	合計	1,439		<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先会社名</th> <th>保証額 (百万円)</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ワールド流通センター</td> <td>598</td> <td>借入保証</td> </tr> <tr> <td>株式会社神戸港国際流通センター</td> <td>537</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>日通商事U.S.A.株式会社</td> <td>122</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>従業員の住宅融資に対する保証</td> <td>4</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>四日市港国際物流センター株式会社</td> <td>3</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,266</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保証先会社名	保証額 (百万円)	種類	株式会社ワールド流通センター	598	借入保証	株式会社神戸港国際流通センター	537	"	日通商事U.S.A.株式会社	122	"	従業員の住宅融資に対する保証	4	"	四日市港国際物流センター株式会社	3	"	合計	1,266	
保証先会社名	保証額 (百万円)	種類																																									
株式会社ワールド流通センター	678	借入保証																																									
株式会社神戸港国際流通センター	578	"																																									
日通商事U.S.A.株式会社	163	"																																									
四日市港国際物流センター株式会社	11	"																																									
従業員の住宅融資に対する保証	6	"																																									
合計	1,439																																										
保証先会社名	保証額 (百万円)	種類																																									
株式会社ワールド流通センター	598	借入保証																																									
株式会社神戸港国際流通センター	537	"																																									
日通商事U.S.A.株式会社	122	"																																									
従業員の住宅融資に対する保証	4	"																																									
四日市港国際物流センター株式会社	3	"																																									
合計	1,266																																										
3 偶発債務 当社は、国際航空貨物利用運送に係る燃油サーチャージ等に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成21年3月、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたが、これに関連して、米国司法省より、米国における競争において同様の疑いがあるとして、調査を受けております。なお、現時点では課徴金等の金額を合理的に見積ることは困難であります。	3 偶発債務																																										
4	4 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理につきましては、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 1,352百万円 支払手形 1,634 "																																										

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費 38,295百万円	減価償却費 35,414百万円
のれんの償却額 679百万円	のれんの償却額 586百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,213	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	5,213	5.00	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

剰余金の配当

「1. 配当金支払額」に記載のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,213	5.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	5,213	5.00	平成23年9月30日	平成23年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

剰余金の配当

「1. 配当金支払額」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	運送						
	国内会社					海外会社	
	複合事業	警備輸送	重量品建設	航空・旅行	海運	米州	欧州
売上高							
外部顧客への売上高	537,990	44,843	25,705	152,904	87,624	24,717	29,052
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,576	20	569	937	6,209	7,473	3,689
計	542,566	44,864	26,274	153,841	93,833	32,191	32,742
セグメント利益	7,252	1,352	2,195	375	4,284	1,237	987

	運送		販売	その他	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	海外会社						
	東アジア	南アジア・ オセアニア					
売上高							
外部顧客への売上高	51,666	32,296	212,659	14,004	1,213,467	-	1,213,467
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,616	1,946	48,018	12,053	90,110	90,110	-
計	56,283	34,243	260,677	26,058	1,303,578	90,110	1,213,467
セグメント利益	1,461	1,063	5,725	1,061	26,997	2,055	24,941

(注) 1 セグメント利益の調整額 2,055百万円には、セグメント間取引消去 1,009百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,145百万円が含まれております。全社費用は、主に企業イメージ広告に要した費用及び提出会社本社のグループ会社部門等管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。



当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	運送						
	国内会社					海外会社	
	複合事業	警備輸送	重量品建設	航空・旅行	海運	米州	欧州
売上高							
外部顧客への売上高	523,288	44,116	29,230	152,978	88,333	24,120	30,722
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,505	19	300	1,182	6,534	7,850	3,478
計	527,794	44,136	29,530	154,161	94,868	31,971	34,201
セグメント利益	3,994	1,667	2,788	4,295	4,350	944	1,355

	運送		販売	その他	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	海外会社						
	東アジア	南アジア・ オセアニア					
売上高							
外部顧客への売上高	50,541	30,478	224,824	14,899	1,213,535	-	1,213,535
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,146	1,917	48,140	14,445	92,522	92,522	-
計	54,687	32,396	272,964	29,345	1,306,057	92,522	1,213,535
セグメント利益	1,608	1,103	4,843	1,084	28,037	2,160	25,876

- (注) 1 セグメント利益の調整額 2,160百万円には、セグメント間取引消去 1,179百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 989百万円が含まれております。全社費用は、主に企業イメージ広告に要した費用及び提出会社本社のグループ会社部門等管理部門に係る費用であります。
- 2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	9円69銭	16円21銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	10,102	16,903
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	10,102	16,903
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,042,779	1,042,727

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

中間配当

平成23年10月31日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、次のとおり中間配当を行う旨を決議いたしました。

中間配当金(1株につき)	5.00円
中間配当金総額	5,213,614,150円
支払請求権の効力発生日並びに支払開始日	平成23年12月2日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月14日

日本通運株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 信行 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大下 内 徹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野原 徳郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本通運株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本通運株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。